

著作権法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

本省令案は、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）による改正後の著作権法（昭和45年法律第48号。以下「新法」という。）において新たに省令委任された事項を中心として各種規定の整備を行うものであり、具体的には、新法の規定に基づき、並びに同法を実施するため、指定補償金管理機関の指定及び登録確認機関の登録等について定めるものである。

2. 概要

（1）指定補償金管理機関について

1）指定補償金管理機関の指定に関する規定

○指定補償金管理機関の指定の申請書に添付する書類は以下のとおりとする。

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 指定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- ③ 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ④ 役員の名簿及び経歴を記載した書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑥ 補償金管理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ⑦ 新法第104条の19第3項各号（刑事罰を受けたり指定を取り消されたりした経歴等）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ⑧ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

○指定の申請書には、指定の申請を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地のほか、補償金管理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載することとする。

○文化庁長官は、指定補償金管理機関を指定したときは、次の事項を官報で告示することとする。なお、指定補償金管理機関が指定の申請書に記載した事項を変更する場合の文化庁長官への届出は、変更の内容及び理由並びに変更の年月日を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならないこととする。

- ① 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 補償金管理業務を行う事務所の名称及び所在地
- ③ 指定をした年月日

2）補償金管理業務規程に関する規定

○指定補償金管理機関は、補償金管理業務の実施の方法のほか、次に掲げる事項を記載した補償金管理業務規程について文化庁長官の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に補償金管理業務規程を添えて、文化庁長官に提出しなければならないこととする。

- ① 補償金管理業務に関する秘密の保持に関する事項
- ② 補償金管理業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- ③ その他補償金管理業務の実施に関し必要な事項

○指定補償金管理機関は、補償金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由並びに変更の年月日を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。

3) 役員の選解任や事業計画等の認可に関する規定

○指定補償金管理機関は、役員の選解任の認可を受けようとするときは、選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名並びに選任又は解任の理由を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。

○指定補償金管理機関は、事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、文化庁長官に提出しなければならないこととする。また、事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由並びに変更の年月日を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。

4) 指定補償金管理機関の事業報告及び帳簿等に関する規定

○指定補償金管理機関が毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を文化庁長官に提出し、又は公表しようとするときは、当該提出又は公表の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録を添付しなければならないこととする。

○指定補償金管理機関は、補償金管理業務に関する帳簿に次に掲げる事項を記載し、補償金管理業務を廃止するまで保存しなければならないこととする。

- ① 補償金管理業務に係る受付番号
- ② 裁定（新法第 67 条第 1 項の著作権者不明等の場合の裁定制度又は新法第 67 条の 3 第 1 項の未管理著作物裁定制度に係る裁定をいう。以下（1）において同じ。）に係る補償金又は担保金（以下「補償金又は担保金」という。）を支払った者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 補償金又は担保金を受領した年月日
- ④ 受領した補償金又は担保金の額
- ⑤ ②の支払いの根拠となる新法の規定
- ⑥ 裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必

要な情報

- ⑦ 裁定のあった年月日及び裁定に係る著作物の利用方法等
- ⑧ 裁定をしない処分又は未管理著作物裁定制度に係る裁定の取消しの処分があった場合における当該処分の年月日
- ⑨ 指定補償金管理機関が受領した補償金又は担保金に係る支払いを受けた者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ⑩ 指定補償金管理機関が⑨に掲げる事項に係る支払いを行った年月日及びその金額
- ⑪ ⑨の支払いの根拠となる新法の規定

5) 補償金管理業務の廃止の許可に関する規定

- 指定補償金管理機関は、補償金管理業務の廃止の許可を受けようとするときは、廃止しようとする年月日及び廃止しようとする理由を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。

(2) 登録確認機関について

1) 登録確認機関の登録に関する規定

- 登録確認機関の登録の申請書に添付する書類は以下のとおりとする。
 - ① 登録の申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名及び経歴を記載した書類
 - ハ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ニ 登録の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ② 登録の申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し及び履歴書
 - ロ 確認等事務の実施体制に関する事項を記載した書類
 - ③ 新法第104条の34第3項各号（確認等事務に従事する者に関する要件）のいずれにも適合していることを明らかにする書類
 - ④ 新法第104条の34第4項各号（刑事罰を受けたり登録を取り消されたりした経歴等）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 登録の申請書には、登録を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のほか、確認等事務を行おうとする事務所の名及び所在地並びに確認等事務を開始しようとする年月日を記載することとする。
- 登録確認機関の登録の要件として、確認等事務に従事する者のうちに、次に掲げる者がそれぞれ1人以上含まれるようにすることとする。
 - ①著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、著作権又は著作隣接権の

管理に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者

- ②著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、管理委託契約に基づく著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾に当たっての使用料の額の算出に関する業務に通算して3年以上従事した者

○文化庁長官が、登録確認機関を登録する際に登録確認機関登録簿に記載する事項及び登録後に官報で告示する事項は、次のとおりとする。なお、登録確認機関が登録の申請書に記載した事項を変更する場合の文化庁長官への届出は、変更の内容及び理由並びに変更の年月日を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならないこととする。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
※法人の代表者の氏名は、告示の対象外
- ③ 確認等事務を行う主たる事務所の名称及び所在地

2) 確認等事務規程に関する規定

○登録確認機関は、申請受付及び要件確認に関する事務の実施の方法、使用料相当額算出の方法のほか、次に掲げる事項を記載した確認等事務規程について文化庁長官の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に確認等事務規程及び著作権等管理事業者等への意見聴取の結果を記載した書類を添えて、文化庁長官に提出しなければならないこととする。

- ① 確認等事務に関する秘密の保持に関する事項
- ② 確認等事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- ③ その他確認等事務の実施に関し必要な事項

○文化庁長官が確認等事務規程の認可を行ったときは、登録確認機関登録簿に、当該認可を受けた登録確認機関が確認等事務を開始する年月日を記載するものとする。

○登録確認機関は、確認等事務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由並びに変更の年月日を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。この場合において、確認等事務規程のうち使用料相当額の算出に係る部分を変更しようとするときは、著作権等管理事業者等への意見聴取の結果を記載した書類を添えなければならないこととする。

3) 確認等事務の実施に関する規定

○登録確認機関は、新法第104条の33第3項の規定による文化庁長官への送付（以下「送付」という。）を行うときは、要件確認及び使用料相当額算出の結果を記載した書面に未管理著作物裁定制度に係る裁定（以下（2）において「裁定」という。）の申請に係る受付番号を記載するものとする。

○登録確認機関は、使用料相当額算出に相当の時間を要する場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、裁定の申請を受け付けた日から7営業日以内に送付を行うこととする。

4) 登録確認機関の報告等に関する規定

○登録確認機関は、役員を選解任の届出を行うときは、選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名並びに選任又は解任の理由を記載した届出書によって行わなければならないこととする。

○登録確認機関は、毎事業年度、当該事業年度終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書により、確認等事務の実施状況について文化庁長官に報告しなければならないこととする。

- ① 毎事業年度の裁定の申請の受付件数
- ② 毎事業年度の送付の件数
- ③ 確認等事務を担当する者その他の職員の構成
- ④ 裁定の申請を受け付けた日から7営業日を超えて送付を行った件数及びその1件ごとの事情
- ⑤ その他当該登録確認機関が必要と認める事項

○財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）が電磁的記録をもって作成されている場合、裁定を受けようとする者その他の利害関係人が、財務諸表等の閲覧又は提供を受けることができる方法は、次に掲げるものとする。

- ① 電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法による閲覧
- ② 次に掲げるもののうち、登録確認機関が定める方法による提供（提供を受けた請求者が自ら書面を出力することができるような形式であることが必要）
 - イ 登録確認機関が請求者にメール等により送付する、又はファイル転送サービス等を使用して請求者のダウンロードを可能とする方法
 - ロ CD等の電磁的記録媒体に情報を記録したものを交付する方法

○登録確認機関は、確認等事務に関する帳簿に次に掲げる事項を記載し、確認等事務を休廃止する等の事情により文化庁長官に引き継ぐまで保存しなければならないこととする。

- ① 裁定の申請に係る受付番号
- ② 裁定の申請を受けた年月日
- ③ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ④ 確認等事務に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報
- ⑤ 要件確認及び使用料相当額算出の結果
- ⑥ 送付を行った年月日

5) 確認等事務の休廃止等に関する規定

○登録確認機関が確認等事務の休廃止の許可を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならないこととする。

- ① 休止し、又は廃止しようとする年月日
- ② 休止しようとする場合には、その期間
- ③ 休止し、又は廃止しようとする理由

○登録確認機関が確認等事務を休廃止等することにより文化庁長官が自ら確認等事務を行う場合には、登録確認機関は、確認等事務並びに確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継ぐとともに、その他文化庁長官が必要と認める事項を行わなければならないこととする。文化庁長官が自ら確認等事務を行わない場合にも、登録確認機関が確認等事務を休廃止等する場合には、確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継がなければならないこととする。

3. 施行期日（予定）

公布の日